

介護保険制度のしくみ

みなさんがいつまでも住みなれたまちで安心して暮らせるためのしくみ。それが、市が運営する介護保険です。40歳以上のみなさんが加入者(被保険者)となって保険料を出し合い、必要に応じた介護保険サービスを利用できる制度です。

加入者のみなさん(被保険者)

65歳以上の方 (第1号被保険者)

サービスを利用できる方

市に「介護が必要」と認定された方



※介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません

40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)

サービスを利用できる方

老化が原因とされる**特定疾病***(5ページ)が原因で、介護が必要であると認定された方



※交通事故等が原因の場合は、介護保険の対象外となります

- 介護保険料の納付
- 要介護・要支援認定の申請
- 事業対象者の申請

- 介護保険証の交付
- 要介護・要支援認定
- 事業対象者の決定

地域包括支援センター (34ページ参照)

- 高齢者や家族の相談に応じます。
- 介護予防や自立支援を行います。
- 虐待防止など権利擁護に取り組みます。
- ケアマネジャーの支援を行います。

●さまざまな相談

●相談を受け支援

●ケアプランの作成依頼
●サービスに関する相談

●ケアプランの作成
●相談を受け支援

ケアマネジャー

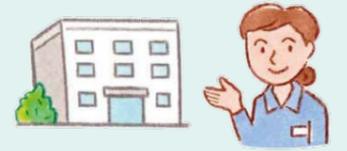
- 要介護・要支援認定の申請や更新手続きを代行します。
- ケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡調整を行います。

●サービスを利用し、費用の1～3割を支払う

●サービスの提供

越谷市(保険者)

- 保険者として介護保険制度を運営します。
- 保険料を徴収し、介護保険証を交付します。
- 要介護・要支援認定を行います。
- 介護予防・相談などのための「地域支援事業」を実施します。



介護報酬の支払い

介護報酬の請求

サービス事業者

- 行政の指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などの団体。
- 居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。
- 事業者の指定は6年ごとの更新制です。



介護保険証と介護保険負担割合証

介護保険証

介護保険証(介護保険被保険者証)は、被保険者一人に一枚交付されます。介護保険サービスを利用するときやケアプランの作成を依頼するときに必要なので、大切に保管してください。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳～64歳の方は、認定を受けた場合などに交付されます。

介護保険負担割合証

介護保険負担割合証には、介護保険サービスを利用するときを支払う利用者負担の割合が記載されています。要介護・要支援またはサービス事業対象者と認定された方に交付されますので、サービス利用の際に介護保険証と一緒に提示してください。

- 有効期限は1年間(8月～翌年7月)です。

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
交付年月日	
保険料番号	112227
交付年月日	
交付場所	埼玉県越谷市

介護保険負担割合証	
交付年月日	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
介護保険料の割合	
開始年月日	
終了年月日	
交付年月日	
交付場所	

*特定疾病は以下の16種類が定められています。

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症